受診者様の権利と責務

受診者様の権利について

１．平等に良質な健康診断を受ける権利
受診者様は、良質で適切な健康診断を平等に受ける権利があります。

２．健康診断の内容・結果を知る権利
受診者様は、健康診断の内容や結果について知る権利、また説明を受ける権利があります。

３．選択の自由と自己決定の権利
受診者様は、検査内容を理解した上で、検査や医療行為を受けるか否かを自ら決定できる権利があります。但し、所属団体又は健保組合との契約を締結している場合は、所属団体や健保組合の契約内容を優先させていただきます。

４．個人情報の保護を受ける権利
受診者様は、健康診断で生じた個人情報について、当協会が定める「個人情報保護方針」に基づき保護される権利があります。

５．意思表明と改善要求の権利
受診者様は、健康診断に関して疑問や懸念がある場合、適切な手続きを通じて意見を伝え、改善を求める権利があります。

受診者様の責務について

1. 正確な情報提供の責務
受診者様が、的確な検査結果を得るために、受診者様自身の健康や症状に関する正確な情報の提供が必要です。

2. 適切な受診環境への配慮
受診者様は、健康診断が円滑かつ適切に実施されるよう配慮し、他の受診者様や医療従事者の業務を妨げる行為は控えていただきます。

2025 年 3 月
一般財団法人　全日本労働福祉協会